

ご意見・ご提案		受付年月日	令和4年 6月27日
件名	耕作放棄地及び空家対策について		
内容	<p>当市に住んで14年になります。その間、年々近所の休耕田（耕作放棄地）が増えています。全国的な課題かと思いますが、市として何か対策は考えていますか。（併せて空家対策は？）</p> <p>我が家の隣地が長い間荒地になっています。春から秋にかけては草が生い茂り、ヘビ、イタチ等の巣になり、害虫の発生源となっています。冬季は枯れて火災のおそれがあります。また、景観的にも見苦しいです。何とかありませんか。</p>		
回答		回答年月日	令和4年 7月26日
担当部課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会事務局</li> <li>・産業建設部 まちづくり課</li> <li>・生活環境部 環境課</li> </ul>		
内容	<p>休耕田（耕作放棄地）対策については、農業委員会で遊休化、荒廃化を予防・解消するため、毎年現地調査を行い、所有者へ適正な管理のお願いと、営農が困難な方へは農地貸付希望登録をいただき、農地の集積・集約化の案内を行っています。ただし、法的に強制できるものではありません。</p> <p>空家対策については、まちづくり課で対応しており、老朽化等により生活環境に悪影響を及ぼしている場合、文書や電話、訪問等により適正に管理を行うよう依頼するなど、所有者が自らの責任において適切な管理を行えるよう、情報提供や、助言・指導を行っています。</p> <p>私有地における動物・害虫等の発生及び火災・景観対策については環境課で対応しており、住民等から相談を受けた際は、現地確認を行い、所有者へ草刈り等適切な管理をお願いしています。しかし、法的に強制力を持ったものではありません。</p> <p>市では耕作放棄地等の所有者に対し、適正な管理をお願いするなど、引き続き対策に取り組んでまいります。</p>		